

**確定申告 湯浅税務署からのお知らせ**

①申告書作成会場(湯浅税務署)  
日程 2月16日(火)～3月15日(月)  
(土・日・祝日を除く)

※相談受付は16時まで  
※2月15日(月)以前も作成済みの申告書の受付、用紙の交付は行っていません。  
※混雑状況により16時以前に相談受付を終了する場合があります。(作成済みの申告書の受付、用紙の交付は17時まで)  
◎開設日初日や確定申告期限間際は、大変混雑することが予想されます。  
※確定申告はスマホが便利です！

②税理士による確定申告書の書き方などの相談(無料)

日程 2月8日(月)・9日(火)  
時間 9時30分～16時(正午～13時を除く)  
※相談受付は15時30分まで  
場所 市役所3階 会議室  
持ち物 前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑等  
※「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」の相談は行っていません。相談が必要な場合は湯浅税務署までお越しください。  
■会場での感染症対策にご協力ください  
◎会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。①については入場整理券が必要です。  
◎マスクの着用をお願いします。  
◎咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は入場をお断りします。  
◎筆記用具は用意していませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。  
問 湯浅税務署 Tel.63-53551

市役所での申告相談は電話での予約が必要となります

■市役所申告会場で所得税、市県民税の申告をされる方へ  
※税務課職員が申告書作成のお手伝いを行う申告会場です。  
※例年のように先着順に相談をお受けする方式ではなく、お待ちいただくことのないように事前予約制とし、感染リスク予防に一層配慮します。  
予約受付期間 2月3日(水)～2月15日(月)まで(土・日・祝日を除く)  
相談日時 2月16日(火)～3月12日(金)(土・日・祝日を除く)9時30分～12時13時～16時30分  
場所 市役所3階 会議室  
申込み 氏名・連絡先・希望日・申告内容をお電話でお伝えください。  
※予約は先着順です。(定員1日24人)  
※先の方の相談状況によっては、お待ちいただく場合もあります。  
※「青色申告」「土地・建物・株式の譲渡・先物取引などの分離所得」「住宅関連の控除申告」「相続税」「贈与税」「山林所得」等の申告には対応できません。  
湯浅税務署にお問い合わせください。  
■営業所得・不動産所得・農業所得の申告  
↓ 收支内訳書は自身で作成して持参してください。(作成されていないと受付ができません。)

医療費控除の申告  
↓ 今年から「医療費控除明細書」「セルフメディケーション税制明細書」の添付が必須となります。会場での代行作成はしませんので、作成して持参してください。  
※提出のみの方は事前予約は不要です。前年中収入が無かった方も、国民健康保険に加入されている場合や、福祉、公営住宅、教育関係の制度などにおいて、申告が必要な場合があります。令和2年度において「市県民税・県民税申告書」を提出された方には用紙をお届けする予定です。必要事項をご記入のうえ、返送ください。送付対象となっていない方で市県民税・県民税申告書の用紙をご希望の際は、担当までお問い合わせください。  
問 税務課 Tel.22-35774

太陽光発電等による売電収入がある方へ

太陽光発電等で得た売電収入は、所得として申告する必要があります。売電所得が20万円以上で、給与所得等と合算し計算した結果、所得税が発生するケースなどは確定申告が必要となりますので、税務署にて確定申告を行ってください。また、確定申告が不要な方であっても、市県民税の申告は必要です。  
※確定申告で売電所得の申告をしていた場合は、改めて市県民税の申告をする必要はありません。  
※経費として計上していない10キロワット未満の太陽光発電設備(個人住宅用)以外は、事業用資産に分類されます。償却資産税(固定資産税)の申告対象にもなります。併せてご確認ください。  
問 税務課 Tel.22-35778

令和2年度  
市県民税(第4期)  
国民健康保険税(第7期)  
後期高齢者医療保険料(第7期)  
介護保険料(第7期)  
納期限は2月1日(月)です。

営業・農業・不動産収入のある方へ

対象 令和2年1月1日～12月31日に賃金を支払った事業者  
①決算書や收支内訳書の「雇人費」「給料賃金」の経費計上における留意点  
確定申告や市民税申告において、「雇人費」や「給料賃金」に計上するには、誰にいくら支払ったかを提示できるもののみが経費として認められています。  
※受給者を明記できない賃金は、経費として算入できません。  
※有田市在住(令和3年1月1日現在)の方にお支払いされたときは、②の給与支払報告書をご提出ください。

給与支払報告書の総括表および個人別明細書の提出(①の通り計上された方)

提出期限 2月1日(月)まで  
提出先 市役所2階 税務課  
用紙がお手元にならない場合は、税務課もしくは税務署にお求めください。  
◎「総括表」：事業主の氏名・住所、受給者総人数、報告人員(有田市在住受給者総人数)等を記入してください。  
◎「個人別明細書」(正副2枚)：有田市在住受給者の氏名・住所、支払金額(令和2年1月1日～12月31日に支払った総額)等を記入してください。  
問 税務課 Tel.22-35776

令和2年中に家屋の取り壊しをした方へ

令和3年度からの固定資産税がかからないようにするため、2月1日(月)までにその旨の連絡をお願いします。  
問 税務課 Tel.22-35582

物品・役務(一般)(指名)競争入札参加者の追加登録

市(病院を除く)に物品の納入または役務の提供における入札・見積合わせへの参加をしようとする業者の方は、事前に入札参加者としての登録が必要です。  
※現在登録されている方は、今回申請の必要はありません。  
※登録されても必ず入札・見積合わせに参加できるということではありません。  
登録有効期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日  
受付期間 2月1日(月)～26日(金)  
※土・日・祝日を除く、郵送は26日必着  
受付場所 市役所4階 総務課管財係  
問 総務課 Tel.22-3750

第10回有田就職フェア(就職合同面談会)開催!

有田地方に就職を希望される方向けに「第10回有田就職フェア」を開催します！有田郡市内の企業約30社が参加予定です。求職者や今春卒業予定の学生で有田地方に就職を希望される方はぜひご参加ください。  
日時 1月19日(火) 13時30分～15時30分  
場所 文化福祉センター 大会議室  
①面談会 新卒及び中途採用の面談等  
②多数の郡市内事業所が参加予定です。  
③ハローワーク湯浅による就職相談  
④若者サポートステーション相談コーナー  
※面談をご希望の方は、当日履歴書をご用意ください。  
※子育て世代活動支援センターWaku Wakuにて一時預かり(市内在住の未就学児対象)あり。  
(要予約、先着順、1月14日(木)締切)

ありだ創業塾(参加費無料!)

有田で事業を始めた方、起業に興味のある方、創業して間もない方などを対象に3回シリーズで開催します。  
日時 ①1月16日(土) ②1月23日(土) ③1月30日(土) 13時30分～16時30分  
場所 紀州有田商工会議所 6階  
①創業のための基礎知識、ビジネスプランの立て方  
②創業してからの販路開拓、従業員雇用のポイント  
③創業資金等の融資制度及び資金計画の立て方、お客様の「知りたい!」に心える、お店がやってみたい情報発信、有田市の補助金制度の紹介  
申・問 紀州有田商工会議所 Tel.83-4777

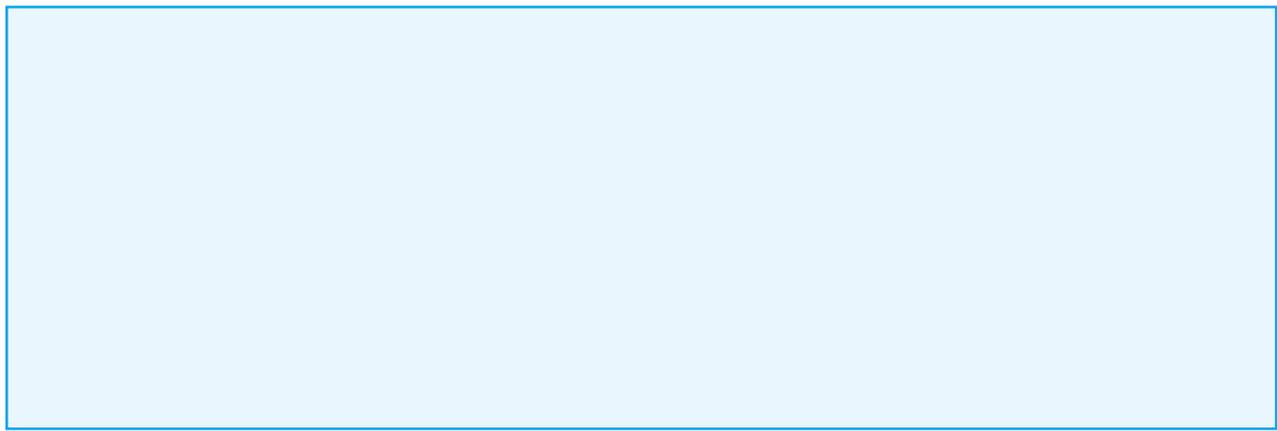
1月10日は「110番の日」適切な110番の利用を!

110番は緊急通報電話です。110番にイタズラ電話や間違えた電話があると、事件・事故などによる緊急の110番通報がつかなくなり、犯人の検挙や被害者の救護の妨げになる可能性があります。あわてない問い合わせや相談などは、有田警察署へ連絡してください。  
有田警察署 Tel.83-0110



有田警察署  
マスコミキャラクター  
「うたせの侍 アリダッター」

広告



広告

